補助金の流れ

6月

1月末

自治会

市

自治会

≪申請≫

<u>この段階では活動加算補助金額が未定です。</u> 均等割・世帯割・活動加算割を申請してください。

- *提出書類
 - 自治会活動費補助金交付申請書
- *添付書類
 - ・ 事業計画及び予算が記載された議案書等

(概算払いの場合)

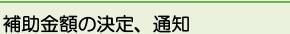
- •請求書
- 概算払申請書
- 口座振替依頼書

≪報告≫

事業が完了したら速やかに実績 報告を提出してください。

- *提出書類
 - 補助事業等実績報告書
 - 補助事業等報告書
- *添付書類
 - 活動加算割事業実施写真
 - 請求書
 - 口座振込依頼書
 - 総会の議案書等





申請内容を審査します。また、活動加算の申請件数を基に1件当たりの加算額を決定し、各自治会に通知します。

- *市からの送付書類
 - 補助金等交付決定通知書

この補助金は、各自治会から提出された申請件数によって決定します。

よって、自治会の皆様が補助金を申請する段階では加算金額は未定です。申請を受理し、市から自治会長へ送る決定通知において金額を通知いたします。



実際に実施した活動の報告内容を受けて、補助金額を確定し、自治会長に通知します。また、自治会指定の口座に補助金を振り込みます。

なお、報告内容が、市が想定している活動と認められなかった場合は、返金していただくことがございますので、御了承ください。

- *市からの送付書類
 - 補助金等交付確定通知書

市